

県・政令市への北陸地方整備局事業評価監視委員会に諮る

対応方針（原案）に係わる意見聴取について

監 第 1 6 9 7 号
令和 6 年 10 月 2 日

北陸地方整備局長 様

新潟県知事 花角 英世
(公印省略)

**第 2 回北陸地方整備局事業評価監視委員会等に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）**

令和 6 年 9 月 9 日付け国北整企画第 60 号、国北整港計第 20 号で照会の標記について、別紙のとおり回答します。

(別紙)

【道路事業】

事業名	意 見
一般国道 116 号 吉田バイパス	県民の安全・安心を確保し、活力のある新潟県を創るため、事業の継続を望みます。 本事業は、地域経済の発展や産業振興に寄与することに加え、災害に強い幹線道路ネットワーク形成のための道路整備として、本県にとって重要な事業と認識しております。 今後もコスト縮減に努めつつ、着実な整備をお願いします。併せて、本県は、厳しい財政状況のもと、公債費負担適正化計画に基づき、毎年度における投資的経費を公債費の実負担で管理していることから、事業の実施に当たっては、地方負担の軽減や直轄事業負担金の平準化などをお願いします。

【公園事業】

事業名	意 見
国営越後丘陵公園 整備事業	県民の安全・安心を確保し、活力のある新潟県を創るため、事業の継続望みます。 本事業において今後整備される箇所は、多様なレクリエーション空間の提供や地域社会との連携、広域防災に寄与することが見込まれていることから、地元地域からも開園が期待されており、当県にとって重要な区域と認識しております。 今後もコスト縮減に努めつつ、着実な整備をお願いします。併せて、本県は、厳しい財政状況のもと、公債費負担適正化計画に基づき、毎年度における投資的経費を公債費の実負担で管理していることから、事業の実施に当たっては、地方負担の軽減や直轄事業負担金の平準化などをお願いします。

監査第 1 6 9 6 号
令和 6 年 10 月 2 日

北陸地方整備局長 様

新潟県知事 花角 英世
(公印省略)

**第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会、第 4 回荒川水系流域委員会及び
第 2 回阿賀野川水系流域委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る
意見照会について (回答)**

令和 6 年 9 月 9 日付け国北整企画第 61 号、国北整港計第 21 号、国北整河計第 70 号で照会の標記について、別紙のとおり回答します。

(別紙)

【河川事業】

事業名	意 見
荒川総合水系環境整備事業	本事業は、多様な生物の生息環境の保全創出や荒川らしい河川環境の再生を目指すものであり、本県にとって重要な事業と認識していますので、荒川総合水系環境整備の事業の継続を望みます。 今後もコスト縮減に努めつつ、着実な整備をお願いします。併せて、本県は、厳しい財政状況のもと、公債費負担適正化計画に基づき、毎年度における投資的経費を公債費の実負担で管理していることから、事業の実施に当たっては、地方負担の軽減や直轄事業負担金の平準化などをお願いします。
阿賀野川総合水系環境整備事業	本事業は、多様な生物の生息環境の保全創出や阿賀野川らしい河川環境の再生を目指すものであり、本県にとって重要な事業と認識していますので、阿賀野川総合水系環境整備の事業の継続を望みます。 今後もコスト縮減に努めつつ、着実な整備をお願いします。併せて、本県は、厳しい財政状況のもと、公債費負担適正化計画に基づき、毎年度における投資的経費を公債費の実負担で管理していることから、事業の実施に当たっては、地方負担の軽減や直轄事業負担金の平準化などをお願いします。

監 第 2 1 3 0 号
令和 6 年 11 月 28 日

北陸地方整備局長 様

新潟県知事 花角 英世
(公印省略)

**第 2 回北陸地方整備局事業評価監視委員会等に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）**

令和 6 年 9 月 27 日付け国北整企画第 73 号、国北整港計第 24 号及び令和 6 年 11 月 7 日付け国北国北整企画第 82 号、国北整港計第 26 号、国北整企画第 83 号、国北整港計第 27 号、国北整河計第 96 号で照会の標記について、別紙のとおり回答します。

(別紙)

【砂防事業】(令和6年9月27日付け国北整企画第73号、国北整港計第24号)

事業名	意 見
滝坂地区直轄地 すべり対策事業	県民の命と暮らしを守り、豊かな新潟県を創るため、滝坂直轄地すべり対策事業の継続を望みます。 本事業は、地すべりにより一級河川阿賀野川が閉塞した場合、越流決壊により土石流氾濫が発生し、下流域にある東蒲原郡阿賀町において甚大な被害をもたらすため、その被害防止を図るものであり、本県にとって重要な事業であると認識しております。 今後もコスト縮減に努め、県民が安心して暮らせるよう一日も早い完成をお願い致します。併せて、本県は、厳しい財政状況のもと、公債費負担適正化計画に定めたルールに基づき、毎年度における投資的経費を公債費の実負担で管理していることから、事業の実施に当たっては、地方負担の軽減や直轄事業負担金の平準化などお願いします。

【道路事業】(令和6年11月7日付け国北国北整企画第82号、国北整港計第26号)

事業名	意 見
一般国道113号 鷹ノ巣道路【防 災】	県民の安全・安心を確保し、活力のある新潟県を創るため、事業の継続を望みます。 本事業は、災害に強い幹線道路ネットワークの形成や安全で快適な道路ネットワークの確保につながるとともに、物流や観光を支える機能が強化されるなど、当県にとって重要な事業と認識しております。 今後もコスト縮減に努め、着実に整備を進めるとともに、早期に事業の効果を発現できるよう部分的な供用の検討をお願いします。併せて、本県は、厳しい財政状況のもと、公債費負担適正化計画に定めたルールに基づき、毎年度における投資的経費を公債費の実負担で管理していることから、事業の実施に当たっては、地方負担の軽減や直轄事業負担金の平準化などお願いします。

【河川事業】(令和6年11月7日付け国北整企画第83号、国北整港計第27号、国北整河計第96号)

事業名	意 見
信濃川総合水系 環境整備	本事業は、賑わいのある良好な水辺空間の創出、観光交流人口の拡大等、地域活性化に資するものであり、本県にとって重要な事業と認識しておりますので、信濃川総合水系環境整備の事業の継続を望みます。 今後、新たな整備の必要が生じた場合は、事前に必要性や整備内容等について説明をお願いします。

道 建 第 2 4 2 号
令 和 6 年 9 月 2 5 日

北陸地方整備局長 様

石 川 県 知 事
(公 印 省 略)

令和6年度第2回北陸地方整備局事業評価監視委員会等に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

平素から本県の道路行政に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年9月9日付け国北整企画第60号で依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

（事務担当）

石川県土木部道路建設課

道路計画G 守屋

TEL：076-225-1721

FAX：076-225-1723

【道路事業】

事業名	県意見
一般国道８号 （金沢外環状道路） 海側幹線（今町～鞍月）	金沢外環状道路は、国道８号や北陸自動車道と連携して広域交流を促進するとともに、金沢都市圏の外郭を形成し、交通円滑化を図る重要な路線である。 このうち海側幹線（今町～鞍月）の事業区間については、並行する国道８号を含めた金沢市街地の渋滞解消や、日本海側の貨物・クルーズ・賑わいの拠点港である金沢港及び県庁周辺の駅西副都心へのアクセス向上など、高い効果が期待される。 また、沿道住民や関連市町からも早期整備を強く求める声が上がっている。 したがって、事業を継続し、早期の事業効果発現に向け、コスト縮減に努めながら着実に整備を進めていただきたい。

河 第 1 2 4 2 号
令和 6 年 1 0 月 1 0 日

北陸地方整備局長 様

石 川 県 知 事
(公 印 省 略)

令和 6 年度第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び
第 3 回手取川水系流域委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平素から本県の河川行政に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 9 月 2 7 日付け国北整企画第 7 4 号で依頼のありました標記の件に
ついて、別紙のとおり回答いたします。

（事務担当）

石川県土木部河川課

治水 G 中野

TEL : 076-225-1737

FAX : 076-225-1740

【河川事業】

事業名	県意見
手取川直轄河川改修事業	手取川の支川西川・熊田川の合流点処理として進められている樋門設置と一体的に、県では西川の改修を行っているところである。 令和4年8月の豪雨では、手取川の水位上昇の影響もあり、西川・熊田川においても浸水被害が発生していることから、引き続き、国直轄事業として、西川の改修事業と連携の上、コスト縮減に努めながら、手取川の堤防整備や樋門設置、急流河川対策の促進を図っていただきたい。 なお、熊田川下流部は、手取川と県水産総合センター親魚誘導水路を結ぶ河川でもあり、遡上したサケの観察が出来るなど、地域の貴重な場として、親しまれていることから、樋門の設置および周辺の整備にあたっては、十分な配慮をお願いしたい。

道 建 第 3 0 1 号
令和6年11月21日

北陸地方整備局長 様

石 川 県 知 事
(公 印 省 略)

令和6年度第2回北陸地方整備局事業評価監視委員会等に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

平素から本県の道路行政に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年11月7日付け国北整企画第82号で依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

（事務担当）

石川県土木部道路建設課

道路計画G 石田

高規格G 瀧田

TEL：076-225-1721

FAX：076-225-1723

【道路事業】

事業名	県意見
一般国道１５９号 七尾バイパス	国道１５９号は、七尾市を起点として、中能登地域の主要都市を通過し、金沢市に至る幹線道路であり、このうち七尾バイパスは、能越自動車道と一体となって広域交流を拡大するとともに、中心市街地や物流拠点となる七尾港へのアクセス機能の向上を図る上でも重要な路線である。 北陸新幹線県内全線開業や能越自動車道 七尾氷見道路の全線供用による交通量増加に伴い、川原町から古府町間で新たな交通混雑が発生していることから、早期の４車線整備が必要である。 このため、七尾バイパスについては、引き続き事業を継続するとともに、コスト縮減に努めつつ着実に整備を進め、早期完成を図っていただきたい。

【道路事業】

事業名	県意見
一般国道１５９号 金沢東部環状道路	国道１５９号金沢東部環状道路は、金沢外環状道路山側幹線の一部を構成する極めて重要な幹線道路であり、平成１８年の山側幹線全線開通により、中心市街地の渋滞が大幅に緩和されるとともに、沿道には商業施設の集積が進むなど大きな効果が現れている。 また、平成２４年の鈴見台～東長江間及び平成２９年の東長江～神谷内町間、令和５年８月の神谷内～月浦間の４車線供用により、当該区間の渋滞が大きく改善されたところである。 一方で、残る梅田町～月浦町間の２車線区間については、未だ慢性的な交通混雑や交通事故が発生していることから、金沢都市圏全体の交通の円滑化を図るとともに、北陸新幹線県内全線開業効果を持続・発展させていくためにも、早期の４車線化が必要である。 このため、金沢東部環状道路については、引き続き事業を継続するとともに、コスト縮減に努めつつ着実に整備を進め、残る区間の早期４車線化を図っていただきたい。

河 第 254 号
令和 6 年 10 月 8 日

国土交通省
北陸地方整備局長 殿

富山県知事 新田 八朗
(公印省略)

令和 6 年度第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び第 6 回黒部川
水系流域委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回
答）

令和 6 年 9 月 9 日付け国北整企画第 61 号、国北整港計第 21 号、国北整河計
第 70 号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

黒部川総合水系環境整備事業について

事業継続に同意する。

今後ともコスト縮減に努めるとともに、早期に効果が発現されるよう整備促
進に格段のご配慮をお願いしたい。

以上

事務担当：土木部 河川課 計画係
TEL076-444-3325

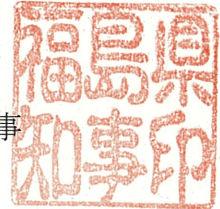
6 企技第 7 4 1 号

令和 6 年 1 0 月 8 日

国土交通省

北陸地方整備局長 様

福 島 県 知 事



令和 6 年度第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び第 2 回阿賀野川水系
流域委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

令和 6 年 9 月 9 日付け国北整企画第 6 1 号、国北整港計第 2 1 号及び国北整河計第 7 0
号により依頼ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 事業に対する意見

（1）阿賀野川総合水系環境整備事業

国の対応方針（原案）案については、異議ありません。

引き続き、多くの人々が利活用できる良好な水辺の整備に努めてください。

6 企 技 第 9 0 6 号
令和6年11月28日

国土交通省
北陸地方整備局長 様

福 島 県 知 事



令和6年度第2回北陸地方整備局事業評価委員会等に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

令和6年9月27日付け国北整企画第73号、国北整港計第24号により依頼ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 事業に対する意見

（1） 滝坂地区直轄地すべり対策事業

国の対応方針（原案）については、異議ありません。

近年の度重なる土砂災害の発生状況を踏まえ、引き続き、地すべり防止対策の強化に努めてください。

6 建政技第 215 号
令和 6 年（2024 年）9 月 13 日

国土交通省 北陸地方整備局長 様

長野県知事 阿 部 守 一
（ 公 印 省 略 ）

令和 6 年度第 1 回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び信濃川水系流域委員会
第 4 回上流部会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について（回答）

令和 6 年 6 月 27 日付け国北整企画第 30 号、国北整港計第 12 号、国北整河計第 43 号で
依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針（原案）」案	長野県知事の意見
千曲川直轄河川改修事業	継続	信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの目標達成が急務であり、千曲川直轄河川改修事業の必要性は十分認識しており、事業継続は必要と考える。 一方で、今回の計画変更に伴う直轄負担金の大幅な増額は、「長野県行政・財政改革方針2023」の基本的な考え方である県債残高の計画的な縮減を圧迫するものであり、直ちに負担増を受け入れることは困難な状況である。 ついては、事業の継続にあたっては、次の事項について十分な検討を行うこと。 ・事業費及び事業期間の精査を行い、実施にあたっては年度ごとに事業費、事業内容等について県と協議を行うこと。さらに、事業全体についても合理的な計画となるよう検討し、あわせて協議を行うこと。 ・あらゆる切り口により、コスト削減を徹底すること。 ・直轄負担金の県の財政負担を最大限抑制するための措置を検討すること。

6 河第 337 号
令和 6 年（2024 年）11 月 28 日

国土交通省
北陸地方整備局長 様

長野県知事 阿部 守一
(公印省略)

令和 6 年度第 2 回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び第 8 回信濃川水系流域委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について（回答）

令和 6 年 11 月 7 日付け国北整企画第 83 号、国北整港計第 27 号、国北整河計第 96 号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

(問合せ先)

担 当	長野県 建設部 河川課計画調査係 金子、横江、日極
電 話	026-235-7310 (直通) 3438 (内線)
F A X	026-225-7069

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案	長野県知事の意見
信濃川総合水系環境整備 事業	継続	継続について、異存ありません。 なお、事業の実施にあたっては、関係市町村 及び関係住民の意見を十分に反映いただくと ともに、引き続きコスト縮減に努めていただくよ うお願いします。

新道計第 637 号の 2
令和 6 年 9 月 25 日

北陸地方整備局長 様

新潟市長 中原 八一
(公 印 省 略)
(担当：土木部道路計画課)

第 2 回北陸地方整備局事業評価監視委員会等に諮る対応方針（原案）の作成
に係る意見照会について（回答）

令和 6 年 9 月 9 日付国北整企画第 60 号、国北整港計第 20 号で依頼のありました
標記について、下記のとおり回答いたします。

記

国道 116 号吉田バイパスは、本市と県央地域との交流・連携の促進や混雑の
緩和、防災機能の強化、そして企業活動の支援など多様な効果が期待されます。

事業継続にあたっては、全体事業費の抑制のため、更なるコスト縮減に努め、
早期供用に向けて速やかな事業執行をお願いいたします。

【問い合わせ先】

新潟市土木部道路計画課
若月・今井
TEL：025-226-3041

国北整企画第 86 号
国北整港計第 30 号
令和 6 年 11 月 25 日

新潟県知事 殿

北陸地方整備局長
(公印省略)

令和 6 年度北陸地方整備局事業評価監視委員会について（通知）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、北陸地方整備局事業評価監視委員会等（以下「委員会」という。）において、再評価に係る対応方針（原案）について審議しており、貴県より「対応方針（原案）」案に対し意見を頂いているところです。

令和 6 年 10 月 12 日に開催を予定しておりました令和 6 年度第 2 回事業評価監視委員会は、奥能登地域を主とした 9 月 20 日からの豪雨災害対応のため延期し、12 月 11 日に開催予定の事業評価監視委員会において審議いただく事といたしました。

このため、当初、12 月 11 日に開催予定としていた第 3 回事業評価監視委員会を第 2 回事業評価監視委員会として開催することとしたため、既発出の文書について、下記のとおり開催回数の読み替えをお願いいたします。

記

別紙に示す文書及びそれに関わる文書について、「第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会」の記載を「第 2 回北陸地方整備局事業評価委員会」と読み替えさせていただきます。

■本資料に関するお問い合わせは

北陸地方整備局 企画部 企画課 戸田・佐藤までお願いします。

Tel 025-280-8834

Mail toda-m844i@mlit.go.jp (戸田)

satoh-r84fj@mlit.go.jp (佐藤)

以上

【委員会名（開催回数）の読み替え 対象文書】

①	発出日	令和 6 年 9 月 9 日
	文書番号	国北整企画第 61 号、国北整港計第 21 号、国北整河計第 70 号
	文書名	令和 6 年度第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会、第 4 回荒川水系総合流域委員会及び第 2 回阿賀野川水系流域委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について（依頼）
②	発出日	令和 6 年 9 月 27 日
	文書番号	国北整企画第 73 号、国北整港計第 24 号
	文書名	令和 6 年度第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会等に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（依頼）

国北整企画第 86 号
国北整港計第 30 号
令和 6 年 11 月 25 日

石川県知事 殿

北陸地方整備局長
(公印省略)

令和 6 年度北陸地方整備局事業評価監視委員会について（通知）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、北陸地方整備局事業評価監視委員会等（以下「委員会」という。）において、再評価に係る対応方針（原案）について審議しており、貴県より「対応方針（原案）」案に対し意見を頂いているところです。

令和 6 年 10 月 12 日に開催を予定しておりました令和 6 年度第 2 回事業評価監視委員会は、奥能登地域を主とした 9 月 20 日からの豪雨災害対応のため延期し、12 月 11 日に開催予定の事業評価監視委員会において審議いただく事といたしました。

このため、当初、12 月 11 日に開催予定としていた第 3 回事業評価監視委員会を第 2 回事業評価監視委員会として開催することとしたため、既発出の文書について、下記のとおり開催回数の読み替えをお願いいたします。

記

別紙に示す文書及びそれに関わる文書について、「第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会」の記載を「第 2 回北陸地方整備局事業評価委員会」と読み替えさせていただきます。

■本資料に関するお問い合わせは

北陸地方整備局 企画部 企画課 戸田・佐藤までお願いします。

Tel 025-280-8834

Mail toda-m844i@mlit.go.jp (戸田)

satoh-r84fj@mlit.go.jp (佐藤)

以上

【委員会名（開催回数）の読み替え 対象文書】

①	発出日	令和 6 年 9 月 27 日
	文書番号	国北整企画第 74 号、国北整港計第 25 号、国北整河計第 77 号
	文書名	令和 6 年度第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会、第 3 回手取川水系流域委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について（依頼）

国北整企画第 86 号
国北整港計第 30 号
令和 6 年 11 月 25 日

富山県知事 殿

北陸地方整備局長
(公印省略)

令和 6 年度北陸地方整備局事業評価監視委員会について（通知）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、北陸地方整備局事業評価監視委員会等（以下「委員会」という。）において、再評価に係る対応方針（原案）について審議しており、貴県より「対応方針（原案）」案に対し意見を頂いているところです。

令和 6 年 10 月 12 日に開催を予定しておりました令和 6 年度第 2 回事業評価監視委員会は、奥能登地域を主とした 9 月 20 日からの豪雨災害対応のため延期し、12 月 11 日に開催予定の事業評価監視委員会において審議いただく事といたしました。

このため、当初、12 月 11 日に開催予定としていた第 3 回事業評価監視委員会を第 2 回事業評価監視委員会として開催することとしたため、既発出の文書について、下記のとおり開催回数の読み替えをお願いいたします。

記

別紙に示す文書及びそれに関わる文書について、「第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会」の記載を「第 2 回北陸地方整備局事業評価委員会」と読み替えさせていただきます。

■本資料に関するお問い合わせは

北陸地方整備局 企画部 企画課 戸田・佐藤までお願いします。

Tel 025-280-8834

Mail toda-m844i@mlit.go.jp (戸田)

satoh-r84fj@mlit.go.jp (佐藤)

以上

【委員会名（開催回数）の読み替え 対象文書】

①	発出日	令和 6 年 9 月 9 日
	文書番号	国北整企画第 61 号、国北整港計第 21 号、国北整河計第 70 号
	文書名	令和 6 年度第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び第 6 回黒部川水系流域委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について（依頼）

国北整企画第86号
国北整港計第30号
令和6年11月25日

福島県知事 殿

北陸地方整備局長
(公印省略)

令和6年度北陸地方整備局事業評価監視委員会について（通知）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、北陸地方整備局事業評価監視委員会等（以下「委員会」という。）において、再評価に係る対応方針（原案）について審議しており、貴県より「対応方針（原案）」案に対し意見を頂いているところです。

令和6年10月12日に開催を予定しておりました令和6年度第2回事業評価監視委員会は、奥能登地域を主とした9月20日からの豪雨災害対応のため延期し、12月11日に開催予定の事業評価監視委員会において審議いただく事といたしました。

このため、当初、12月11日に開催予定としていた第3回事業評価監視委員会を第2回事業評価監視委員会として開催することとしたため、既発出の文書について、下記のとおり開催回数の読み替えをお願いいたします。

記

別紙に示す文書及びそれに関わる文書について、「第3回北陸地方整備局事業評価監視委員会」の記載を「第2回北陸地方整備局事業評価委員会」と読み替えさせていただきます。

■本資料に関するお問い合わせは

北陸地方整備局 企画部 企画課 戸田・佐藤までお願いします。

Tel 025-280-8834

Mail toda-m844i@mlit.go.jp (戸田)

satoh-r84fj@mlit.go.jp (佐藤)

以上

【委員会名（開催回数）の読み替え 対象文書】

①	発出日	令和 6 年 9 月 9 日
	文書番号	国北整企画第 61 号、国北整港計第 21 号、国北整河計第 70 号
	文書名	令和 6 年度第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び第 2 回阿賀野川水系流域委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について（依頼）
②	発出日	令和 6 年 9 月 27 日
	文書番号	国北整企画第 73 号、国北整港計第 24 号
	文書名	令和 6 年度第 3 回北陸地方整備局事業評価監視委員会等に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（依頼）